

# 掛川市立上内田小学校いじめ防止基本方針

## 1. いじめに対する基本認識

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 第1章 総則 第2条）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

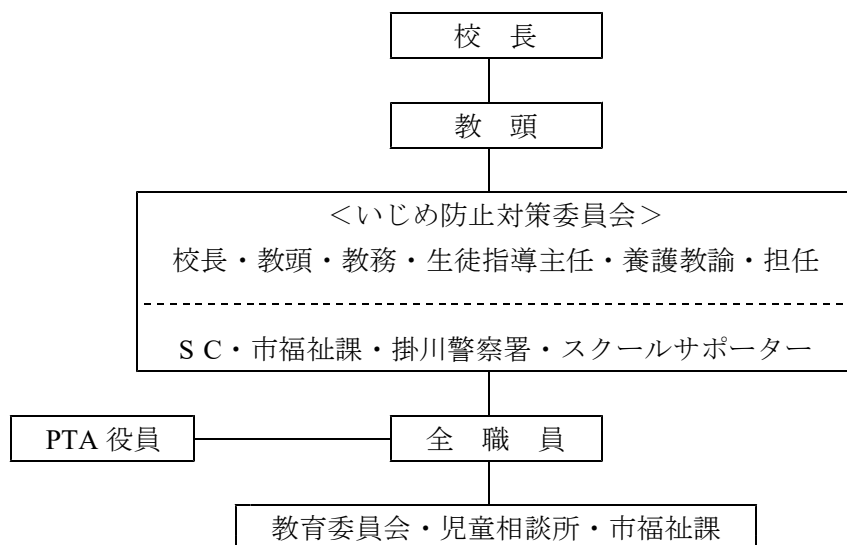
「いじめは、どの学校、どの学級、どの児童生徒にも起こりうるものである」という認識を持ち、いじめ問題に迅速かつ組織的に全職員で共通理解し、対応する。そして、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に努める。

- ア. いじめは人権侵害であり「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- イ. いじめられている児童生徒の立場に立ち、絶対に守るという強い意志を持つ。
- ウ. いじめている児童生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- エ. 保護者との信頼関係を築き、地域や関係機関との連携協力に努める。

## 2. 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ防止対策委員会

校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止等に対する取り組みについて、計画的、組織的に対応できるようにする。



## (2) 「いじめ防止等の対策のための組織」の役割

### ア. 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証をし、改善策を検討する。

### イ. 教職員への共通理解と意識の啓発

- ・「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

### ウ. 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識の啓蒙

- ・随時、学校便りやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

### エ. いじめに対する措置

- ・ケース会議…いじめがあった場合、いじめの疑いがある場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導支援を行う。

## 3. いじめ未然防止の対策のための取り組み

### (1) 積極的な生徒指導

#### 安心・安全な学校・学級づくり

- ・「元気が出る学校・学級づくり」に心がけ、日々の学校生活の様子から、児童生徒の実態を常に把握する。
- ・授業の中での生徒指導を通して、自己肯定感を高める。
- ・人間関係づくりの充実（「人間関係づくりプログラムの手引き」等の活用）
- ・児童のよさや進歩を見つけ賞揚することで、一人一人に達成感や満足感を味わわせ自尊感情を育てる。

### (2) 人権教育・道徳教育の充実

#### ア. 人権教育

- ・いじめは、人権を侵害する決して許されない行為であることを児童生徒に繰り返し伝え、人権教育の充実や規範意識の醸成に努める。

#### イ. 道徳教育

- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、思いやりの心を育てる。
- ・生命尊重や公正公平を主題として、いじめを取り上げ、いじめを許さない強い意志を育てる。
- ・「かけがわ道徳」の実践により、まごころをもって事に当たる報徳の教えを通して、豊かな心を育てる。

(3) 相談体制の充実

- ア. 個人面談、教育相談
- イ. スクールカウンセラー（SC）の活用
- ウ. 市こども希望課や児童相談所にも相談できるように体制を整える。

4. インターネット上で行われるいじめへの対応

インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童生徒、保護者、地域への啓発に努める。さらに、パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に積極的に協力依頼する。

5. いじめの早期発見・早期対応に向けて

- (1) 生活アンケートや教育相談を定期的を実施
- (2) 教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。(個人面談、電話連絡 他)
- (3) 関係機関と連携、情報交換を行う。
- (4) いじめが発見された場合には、組織的に事実確認を正確かつ迅速に行う。

6. 早期解消に向けて

- (1) いじめに関わる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの情報を得た場合はすぐに「いじめ防止対策委員会」等を開き、対応策等を話し合う。また、すぐに全職員に状況を伝え協力を求める。いじめの内容やその対応については、正確な記録を残す。
- (3) いじめられている児童生徒やその保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行い、学級担任だけで抱え込まないように学校全体で組織的に対応する。
- (4) いじめを受けた児童生徒が安心して学校生活が送れるように、保護者と連携を図りながら対応を進めるとともに、必要であれば一定期間、保健室等の別室において学習を行わせる措置を講ずる。

## 7. 重大事態について

### (1) 重大事態の定義

- ア. いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ. いじめにより児童生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

### (2) 重大事態への対処

- ア. 重大事態が発生した場合は、その旨を教育委員会に速やかに報告する。
- イ. 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ. 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- エ. 上記調査結果、事実関係等の情報は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に提供する。

## 8. 諸機関との連携

いじめが発生した場合、本校の「いじめ防止対策委員会」を中心に対応を進めていくが、いじめの実態に応じて他の諸機関とも連携して対応する場合も考えられる。その場合は速やかに情報を共有し、協力して対応に当たる。